

令和6年度

## 集 団 指 導 資 料

～ 指 定 通 所 介 護 事 業 所 ～

～ 指 定 地 域 密 着 型 通 所 介 護 事 業 所 ～

福岡県保健医療介護部介護保険課

北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

久留米市健康福祉部介護保険課

## 令和 6 年度 集団指導資料

### 指定通所介護事業所

### 指定地域密着型通所介護事業所

#### (目次)

|   |                                 |     |
|---|---------------------------------|-----|
| ① | 通所介護事業または地域密着型通所介護事業に関する事項      | 1   |
| ② | 事業所規模区分について                     | 7 2 |
| ③ | 集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算について | 7 3 |
| ④ | 月額包括報酬の請求に係る適用について              | 7 4 |
| ⑤ | 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について        | 8 0 |

## 1 通所介護事業または地域密着型通所介護事業に関する事項

### (1) 事業の基本方針

指定居宅サービスに該当する通所介護または指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定（地域密着型）通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### (2) 人員に関する基準

#### ①管理者…1人

指定（地域密着型）通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者であること。（ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所、施設等の職務に従事することも可。）

##### 《運営指導における不適正事例》

- ・管理者が加算要件の職を兼ねることによって、加算を算定することはできない。
- 例：管理者が、「時間帯を通じて、専ら通所介護の提供に当たる看護職員」を兼ね、中重度ケア体制加算を算定していた。

#### ②生活相談員…単位数にかかわらず、提供時間数に応じた1人以上

サービス提供時間内に専従の生活相談員が勤務する時間数の合計（勤務延時間数）を提供時間数で除して得た数が1以上必要。

指定（地域密着型）通所介護事業所の提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）。

〔例1〕1単位で実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、勤務延時間数を、提供時間数で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、6時間の勤務延時間数分の配置が必要。

〔例2〕2単位で実施している事業所の提供時間数の合計を8時間とした場合、8時間の勤務延時間数分の配置が必要。

〔例3〕単位を分けてそれぞれのサービス提供時間数を6時間と8時間としている場合、事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの勤務延時間数分の配置が必要。（9:00～18:00の場合、9時間の勤務延時間数分の配置が必要。）

指定（地域密着型）通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定（地域密着型）通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認し

た上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

### ③看護師又は准看護師(看護職員)・・・単位ごとに、専ら提供に当たる1人以上

- 指定（地域密着型）通所介護の単位ごとに、専ら当該指定（地域密着型）通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上必要。
- 指定地域密着型通所介護において、利用定員が10人を超える場合は、当日の利用者数が10人以下であっても看護職員の配置が必要である。
- 看護職員については、指定（地域密着型）通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いとは以下のとおり。
  - ア 指定（地域密着型）通所介護事業所の従業者により確保する場合  
提供時間帯を通じて、専ら当該指定（地域密着型）通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定（地域密着型）通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。
  - イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合  
看護職員が指定（地域密着型）通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定（地域密着型）通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。  
なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定（地域密着型）通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。
- ※ 確認及び連携の記録を整備しておくこと  
(看護職員名、出勤簿、病院等との契約書等)
- ※ 連携による看護職員は、他業務との兼務や加算要件の対象とすることはできない。

### ④介護職員

- 指定（地域密着型）通所介護の単位ごとに、サービス提供時間内に専従の介護職員が勤務する時間数の合計（勤務延時間数）を提供時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合は1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上。

#### 確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式

利用者数 15 人まで：平均提供時間数

利用者数 16 人以上： $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$

※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

- 単位ごとに、常時1名以上。



#### ⑤機能訓練指導員… 1 以上

- 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者
  - ＊ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者。
  - ＊ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。
- 当該事業所の他の職務に従事することも可。

#### ⑥その他

生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤であること。

#### ⑦利用定員が10人以下である場合の従業者の員数等

**(指定地域密着型通所介護事業所のみ)**

- 看護職員及び介護職員の員数は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、その提供時間数を通じてサービス提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上。
- 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること。
- 機能訓練指導員を1以上配置すること。

#### 定員超過・人員欠如による減算

##### ・定員超過利用は100分の70に減算

通所介護の月平均の利用者数が、運営規程に定められている利用定員（地域密着型通所介護（療養通所介護）の場合は指定基準に定められている利用定員（18人以下））を超える。

##### ・人員基準欠如による減算も原則100分の70に減算

指定基準に定められた員数の看護職員または介護職員を置いていない。

※ 詳細については、53 ページ（7）に掲載

#### 《運営指導における不適正事例》

- ・生活相談員がサービス提供時間数に見合った配置になっていない日がある。
- ・定員11人以上の事業所において、看護職員を配置していない日がある。
- ・介護職員の配置が、利用者数に見合った配置となっていない。
- ・常勤の生活相談員又は介護職員が配置されていない。
- ・管理者が同一敷地外の別の事業所の職務に従事している。
- ・個別機能訓練加算を算定していないことを理由に、機能訓練指導員を配置していない。
- ・看護師の配置はあるが、勤務表が不明確であり、どの職種（看護、機能訓練等）で勤務しているのか確認できない。
- ・訪問看護ステーションとの連携により看護職員を確保する場合の通所介護事業所において、バイタルチェック表を連携する訪問看護ステーションに情報伝達するのみとなっており、連携する看護職員が当該事業所内で、営業日ごとの直接的な業務従

事を行っていない。

- ・従業者全員が併設の有料老人ホームと兼務しており、事業所内に常勤職員の配置がない。

★ 看護・介護職員の配置基準を満たさない場合、人員基準欠如による減算（100分の70）となる場合があるので注意が必要。

## ※ 注意事項

### 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と訪問看護の看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置等（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。

### 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいう。

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部

分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

### 「専ら従事する」・「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。(指定地域密着型通所介護についても同様)。

## (3) 設備に関する基準

①**食堂及び機能訓練室**・・・ 合わせた面積が、3㎡×利用定員以上となっている

②**静養室**

③**相談室**・・・ 遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮している

④**事務室**・・・ 専用のスペースとなっている

⑤**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**

⑥**その他、サービスの提供に必要な設備**

・・・ 例：入浴加算を算定するための浴室、送迎の送迎車、調理室など

#### 《運営指導における不適正事例》

- ・ 併設の有料老人ホームの入居者が、サービス提供時間中に通所介護事業所の入浴設備を利用していた。
- ・ 設備等の変更があるにもかかわらず、変更届出書が提出されていない。

## ⑦設備に係る共用

指定(地域密着型)通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(指定訪問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能。ただし、指定(地域密着型)通所介護事業所の機能訓練室等と、指定(地域密着型)通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えない。

ア 当該部屋等において、指定(地域密着型)通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

イ 指定(地域密着型)通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定

（地域密着型）通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能。なお、設備を共用する場合、14 ページ⑭衛生管理等において、事業者は、指定（地域密着型）通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

#### ⑧夜間及び深夜に指定（地域密着型）通所介護以外のサービスを提供する場合

指定（地域密着型）通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定（地域密着型）通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容をサービス提供開始前に指定を行った都道府県知事または市町村長（以下「指定権者」という。）へ届け出ること。

※ 指定（地域密着型）通所介護事業者は、宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を指定権者に報告すること。

（都道府県及び指定都市は情報公表制度を活用し、宿泊サービスの内容を公表することになる。）

※ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は 10 日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その日の 1 月前までに、指定権者に届け出るよう努めなければならない。

#### ◎ 参考資料

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」〔平 27. 4. 30 老振発 0430 第 1 号・老老発 0430 第 1 号・老推発 0430 第 1 号〕

指定（地域密着型）通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定（地域密着型）通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）の提供については、介護保険制度外の自主事業であるが、利用者保護の観点から、指定（地域密着型）通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障がないかを指定権者が適切に判断できるよう、届出制を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築することが、基準に定められています。

また、各指定権者では宿泊サービスに係る「指針」等を作成するなど各々対応を行っています。各指針に応じた宿泊サービスの運営を行ってください。

### （４）運営に関する基準

#### ①介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

- 居宅基準第 3 条第 4 項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で PDCA サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。

この場合、「科学的介護情報システム(L I F E :Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

## ②内容及び手続の説明及び同意

- 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等）を記した文書を交付して説明を行い、サービスの開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

### 《運営指導における不適正事例》

- ・ 重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」についての記載がない。
- ・ 重要事項について説明及び書面交付の記録がない。
- ・ 重要事項説明書の記載内容が運営規程の内容と異なっている。

## ③提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応

- 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
- 事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

## ④サービスの提供の記録

- 事業者は、サービスを提供した際には、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 事業者は、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

## ⑤利用料等の受領

- 事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定（地域密着型）通所介護を提供した際には、利用者から、利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければ

ばならない。

- 法定代理受領サービスでない指定（地域密着型）通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定（地域密着型）通所介護に係る費用の額の間に不合理な差額があってはならない。

- 上記の利用料のほかに、指定（地域密着型）通所介護事業者が利用者から受領することができる費用は以下のとおりである。

ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

イ 通常要する時間を超える指定（地域密着型）通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定（地域密着型）通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

ウ 食事の提供に要する費用

エ おむつ代

オ その他の日常生活費<sup>(※)</sup>

※ 利用者の希望によって身の回り品又は教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用のことである。したがって、全ての利用者に一律に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められない。

- 事業者は、前項ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### 《運営指導における不適正事例》

- ・口座振替利用という理由で、領収証を発行していない。
- ・領収証には、負担割合に応じた負担額と食事代・おむつ代・その他の日常生活費等の額の合計額しか記載しておらず、食事代等の個別の費用ごとの内訳が記載されていない。
- ・通所介護で提供された昼食代が、併設の有料老人ホーム等と区分されておらず、通所介護の領収書に計上されていない。

### ⑥（地域密着型）通所介護計画の作成

- 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（地域密着型）通所介護計画を作成しなければならない。

・（地域密着型）通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

- （地域密着型）通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。なお、（地域密着型）通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該（地域密着型）通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。

- 管理者は、（地域密着型）通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利

利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない、また、当該（地域密着型）通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した（地域密着型）通所介護計画は、5年間保存すること。

- 従業者は、それぞれの利用者について、（地域密着型）通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
- 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定（地域密着型）通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から（地域密着型）通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努める。

**《運営指導における不適正事例》**

- ・ 通所介護計画が作成されていない。
- ・ 居宅サービス計画に沿った内容になっていない。
- ・ サービスの提供に関わる従業者が共同して作成していない。
- ・ モニタリングを行った記録がなく、長期間アセスメントも行われていない。
- ・ 計画に対する利用者及びその家族の同意が得られていない。また、同意の記録がない。
- ・ 同意日がサービス提供開始後となっている。
- ・ 計画の目標及び内容に対する実施状況や評価について説明が行われていない。

**⑦（地域密着型）通所介護の具体的取扱方針**

- 指定（地域密着型）通所介護の提供に当たっては、（地域密着型）通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 指定（地域密着型）通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - ・ 「サービスの提供方法等」とは、（地域密着型）通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含む。
- 指定（地域密着型）通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等を行ってはならず、やむを得ず身体的拘束等を行う場合でも、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 指定（地域密着型）通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 指定（地域密着型）通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
- 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することがで

きるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

- 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

## ⑧緊急時等の対応

（地域密着型）通所介護従業者は、現に指定（地域密着型）通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## ⑨運営規程

事業者は、指定（地域密着型）通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容・・・員数は基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（②の内容及び手続の説明及び同意に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 指定（地域密着型）通所介護の利用定員
- ・ 指定（地域密着型）通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ サービス利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - \* 組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。
- ・ その他運営に関する重要事項

### 《運営指導における不適正事例》

- ・ 営業日やサービス提供時間等の内容を変更しているが、運営規程を変更していない。また、指定権者に変更届出書が提出されていない。

## ⑩勤務体制の確保等

- 事業者は、利用者に対し適切な指定（地域密着型）通所介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
  - ・ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。



- 事業者は、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 事業者は、従業者の資質向上のため、その研修への参加の機会を計画的に確保しなければならない。

その際、事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護員養成研修修了者その他これに類する者（※）を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

※ 当該義務付けの対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

＊ 指定（地域密着型）通所介護事業者は、医療・福祉関係資格を有さない全ての（地域密着型）通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

＊ 新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。

- 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

＊ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

i 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のた

めの窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

ii 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html))

《運営指導における不適正事例》

- ・併設事業所との兼務関係が不明確であり、他事業所の従事者によりサービスが提供されている状態となっている（兼務辞令等もなし）。
- ・経営者であるという理由で出勤簿を作成しておらず勤務状況が不明確である。
- ・高齢者の虐待防止や身体的拘束禁止を中心とした高齢者の人権に関する研修を行っていない。
- ・その他、従業者の質の向上のための研修を行っていない。
- ・日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にした月ごとの勤務表が作成されていない。

⑪定員の遵守

事業者は、利用定員を超えて指定（地域密着型）通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

《運営指導における不適正事例》

- ・定員超過利用の減算に該当しないからとの理由で、利用定員を超える利用者の受け入れを行っている。
- ・障害の基準該当サービスなどと一体的運営を行っているにもかかわらず、障害サービスの利用者は定員の枠外と勘違いして受け入れている。

⑫非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなけ

ればならない。

- ＊ 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。
- ＊ 訓練の実施にあたっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

《運営指導における不適正事例》

- ・ 火災、風水害、地震その他の非常災害に関する具体的計画が作成されていない。
- ・ 避難訓練を実施していない。また、実施した記録がない。
- ・ 避難訓練を実施しているが、定期的なものとなっていない。
- ・ サービス提供時間が昼間のみの通所介護事業所であるにもかかわらず、併設の介護保険施設と合同で実施したため、夜間想定避難訓練のみを実施している。

⑬業務継続計画の策定等

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（地域密着型）通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、（地域密着型）通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的の実施しなければならない。
  - ＊ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
  - ＊ 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
  - ＊ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。
    - i 感染症に係る業務継続計画
      - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
      - b 初動対応
      - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
    - ii 災害に係る業務継続計画
      - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

c 他施設及び地域との連携

- \* 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

- \* 訓練（シミュレーション）においては、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### ⑭衛生管理等

- 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下に掲げる措置を講じなければならない。各事項については他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

- \* 委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

- \* 委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ＊ 委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ＊ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
- ＊ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

- ・ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- ＊ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

#### 《運営指導における不適正事例》

- ・ 食中毒や感染症の発生を防止するためのマニュアルが作成されておらず、その防止のための研修も実施されていないなど、衛生上必要な対策が不十分である。

### ⑮ 掲 示

- 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

＊ 運営規程の概要、従業員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定（地域密着型）通所介護事業所の見やすい場所に掲示すること。

掲示する際には、次に掲げる点に留意する必要がある。

イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。

ロ 従業員等の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

- 事業者は、上記の事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。

また、原則として、令和7年3月31日までにウェブサイトに掲載しなければならない。

《運営指導における不適正事例》

- ・重要事項の掲示がない。（関係者が自由に閲覧できる状態になっていない。）

⑯秘密保持等

- 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、サービス担当者会議等で利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又はその家族の同意を文書で得ておかなければならない。

《運営指導における不適正事例》

- ・従業者又は従業者であった者に対し、利用者等の秘密保持について必要な措置が講じられていない。（雇用時に誓約書等を徴していない又は誓約書の内容不備）
- ・サービス担当者会議等での利用者（家族を含む）の個人情報の使用について、文書での同意を得ていない。
- ・個人情報の使用について、利用者の同意は得ているが、家族の同意を得ていない。

⑰広告

事業者は、虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

⑱苦情処理

- 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

・「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

- 事業者は苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 事業者は、提供したサービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告しなければならない。
- 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
- 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が行う事業に協力するよう努めなければならない。

《運営指導における不適正事例》

・重要事項説明書における苦情相談窓口について、利用者の保険者の記載がない。

## ⑱地域との連携等

### 【通所介護】

- 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 事業者は、事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
  - ＊ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めること。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。
- 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。

### 【地域密着型通所介護】

○ 運営推進会議を設置すること。

テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ・ 構成員 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等。
- ・ 開 催 おおむね6月に1回以上。
  - ※ 複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。
    - ・ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
    - ・ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ・ 内 容 活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
- ・ 記録の作成 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともにそれを公表しなければならない。

○ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること。

○ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対しても地域密着型通所介護の提供を行うよう努めること。

## ㊤虐待の防止

指定（地域密着型）通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じなければならない。

○ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「虐待防止委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。

＊ 虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

＊ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

＊ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行



うことも差し支えない。

＊ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

＊ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者等に周知徹底を図る必要がある。

- i 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ii 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- iii 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- iv 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- v 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- vi 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- vii viの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

○ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

＊ 指針には以下のような項目を盛り込むこと。

- i 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ii 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- iii 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- iv 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- v 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- vi 成年後見制度の利用支援に関する事項
- vii 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- viii 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ix その他虐待の防止の推進のために必要な事項

○ 事業所において、従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

＊ 事業者は指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えない。

○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

＊ 当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考

えられる者を選任すること。

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

## ㉑事故発生時の対応

- 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 夜間及び深夜に指定（地域密着型）通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこと。

### 《運営指導における不適正事例》

- ・ 通所介護サービス提供中の事故について保険者に対する報告が行われていない。

## ㉒会計の区分

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定（地域密着型）通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

## ㉓記録の整備

- 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、各指定権者が定める基準に沿って、5年間又は2年間保存しなければならない。  
（詳細は、各指定権者が制定している条例<sup>(※)</sup>を参照のこと。）
  - ・ （地域密着型）通所介護計画
  - ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合で身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録
  - ・ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
  - ・ 苦情の内容等の記録
  - ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### ※ 条例について

厚生労働省令で規定していた介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等については、各地方自治体で条例を定めている。

条例制定に伴い、「記録の整備」及び「非常災害対策」などについては、厚生労働省令とは内容が異なる場合があるので注意・確認をすること。

《運営指導における不適正事例》

・利用契約書等において5年間保存すべき記録が2年間の保存となっている。

## （５）共生型通所介護に関する基準

### ①従業者の員数及び管理者

#### ○従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算する。

#### ○管理者

通所介護の場合と同趣旨。「（２） ①管理者」参照。

なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。

### ②設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる。

ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。

なお、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要。

### ③指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

### ④運営等に関する基準

居宅基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条の2、第38条、第52条、第92条、第94条及び第95条第4項並びに第7章第4節（第105条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用される。

共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであり、

介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めること。

例：利用定員が 20 人の場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて 20 人という  
意味であり、利用日によって、「要介護者が 10 人、障害者及び障害児が 10 人」であ  
っても、「要介護者が 5 人、障害者及び障害児が 15 人」であっても、差し支えない。

#### ⑤その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

- ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの
- ・ 法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの
- ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているものについても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。

なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるかどうか判断することとなる。

#### ⑥その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。

このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものである。

### （6）報酬に関する基準

#### ①所要時間による区分

- 所要時間は現に要した時間ではなく、あらかじめ、（地域密着型）通所介護計画に位置付けられている時間で算定。
- 当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の（地域密着型）通所介護の提供が（地域密着型）通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、（地域密着型）通所介護計画上の単位数を算定して差し支え

ない。ただし、（地域密着型）通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、（地域密着型）通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

- 単に当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、（地域密着型）通所介護のサービスが提供されているとは認められない。

- 送迎の時間は、サービス提供時間に含まない。

ただし、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として（地域密着型）通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

ア 居宅サービス計画及び（地域密着型）通所介護計画に位置付けた上で実施する場合

イ 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

※ 送迎記録（介助者、介助時間・内容、心身の状況等）を整備すること。

- サービス提供時間中には、医療保険で診療を受けることはできない。このような場合、サービスはそこで中断し、それ以降のサービスについては算定できないこととされている。（ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。）

なお、一律に機械的に診療等を通所サービスの前後に組み入れることは、計画上適切ではなく、利用者の心身の状況、通所サービス計画の見直し等の必要性に応じて行われるべきものである。

- 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合について、下記①～④の保険外サービスについては、通所介護を一旦中断したうえで保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することが可能である。

- ① 事業所内において、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血を行うこと
- ② 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと
- ③ 物販・移動販売やレンタルサービス
- ④ 買い物等代行サービス

①から④についての留意点等、詳細については、厚生労働省の通知を参照。（「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」[平30.9.28 老推発0928第1号・老高発0928第1号・老振発0928第1号・老老発0928第1号]）

**<通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合の取扱い>**  
**（厚生労働省通知より抜粋。 詳細は通知要確認のこと。）**

①通所介護と保険外サービスを明確に区分する方法

- ・ 保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、通所介護事業所の運営規程とは別に定めること
- ・ 利用者に対して上記の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をもって丁寧に説明を行い、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について、利用者の同意を得ること
- ・ 契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。その際、当該介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載すること
- ・ 通所介護の利用料とは別に費用請求すること。また、通所介護の事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること
- ・ 通所介護の提供時間の算定に当たっては、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと

②利用者保護の観点からの留意事項

- ・ 通所介護事業所の職員以外が保険外サービスを提供する場合には、利用者の安全を確保する観点から、当該提供主体との間で、事故発生時における対応方法を明確にすること
- ・ 提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置等必要な措置を講じること

《運営指導における不適正事例》

- ・ 介護認定調査やサービス担当者会議等の理由により、途中でサービスを中断したにもかかわらず、サービス提供の実績と異なる区分で算定している。
- ・ 預りサービス対応時に、通所介護計画に位置づけられた所要時間でなく、事業所滞在時間に応じた区分で算定している

②事業所規模による区分（通所介護事業所） 72ページ参照

| 基本報酬区分       | 前年度の1月当たり平均利用延人員数 |
|--------------|-------------------|
| 通常規模型通所介護費   | 750人以内            |
| 大規模型通所介護費（Ⅰ） | 900人以内            |
| 大規模型通所介護費（Ⅱ） | 900人超             |

※ 事業所規模による区分については、前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の1月当たりの平均利用延人員数により区分する。

当該平均利用延人員数の計算に当たっては、指定通所介護事業者が第一号通所事

業（介護予防・日常生活支援総合事業として実施されるもの。以下同じ）の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこと。

- 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。

- 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、指定権者に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- 毎年度3月31日時点において、6月以上継続して事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。

感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じた場合の加算や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例による評価について

- ① 当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、指定権者に届け出た（地域密着型）通所介護事業所において、（地域密着型）通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。
- ② 当該月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合には、指定権者に届け出た通所介護事業所において、通所介護を行った場合には、利用延人員数が減少した月の翌々月からより小さい事業所規模の報酬区分を適用する。

当該特例の適用期間内に、月の利用延人員数が、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数まで戻った場合は、当該月の翌月をもって当該特例の適用は終了とする。

※ ①の算定要件及び②の適用要件のいずれにも該当する事業所においては、②を適用すること。

※ 詳細については、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第4号）を参照のこと。

通所介護等の区分支給限度基準額に係る取扱いについて

通所介護の大規模型事業所を利用する利用者の給付額管理については、通常規模型の利用者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いる。

※詳細については、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和4年9月26日事務連絡）資料IV（WAMネット掲載）を参照のこと。

#### 《運営指導における不適正事例》

・事業所規模の区分等調査票を作成していない。

※ 利用定員18人以下の地域密着型通所事業所については、前年度の利用者数の実績によらず、地域密着型通所介護費に区分される。（従前の「小規模型通所介護費」に相当）

### ③2時間以上3時間未満の（地域密着型）通所介護を行う場合の取扱い

○ 心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の（地域密着型）通所介護を行った場合は、**所要時間4時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数**を算定する。

なお、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、ケアプラン及び（地域密着型）通所介護計画に短時間利用の位置づけをし、（地域密着型）通所介護の本来の目的に照らし、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

### ④8時間以上9時間未満の（地域密着型）通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

※ 算定対象時間

|                |       |
|----------------|-------|
| ・ 9時間以上10時間未満  | 50単位  |
| ・ 10時間以上11時間未満 | 100単位 |
| ・ 11時間以上12時間未満 | 150単位 |
| ・ 12時間以上13時間未満 | 200単位 |
| ・ 13時間以上14時間未満 | 250単位 |



- 延長加算は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の（地域密着型）通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5 時間を限度として算定される。
- 延長加算は（地域密着型）通所介護と延長サービスを通算した時間が 9 時間以上の部分について算定される。
- 延長サービスを行うことが可能な体制（適当数の従業者の確保）をとっている必要がある。
- 当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の（地域密着型）通所介護の提供を受ける場合には算定することはできない。

《運営指導における不適正事例》

- ・ 延長加算を算定しているが、居宅サービス計画や通所介護計画への位置付けがない。
- ・ 延長サービスを実施した時間帯の従業者の記録がない（体制の確認ができない）。

⑤共生型通所介護の報酬について

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ・ 指定生活介護事業所       | 所定単位数の 100 分の 93 |
| ・ 指定自立訓練（機能訓練）事業所 | 所定単位数の 100 分の 95 |
| ・ 指定自立訓練（生活訓練）事業所 | 所定単位数の 100 分の 95 |
| ・ 指定児童発達支援事業所     | 所定単位数の 100 分の 90 |
| ・ 指定放課後等デイサービス事業所 | 所定単位数の 100 分の 90 |

⑥生活相談員配置等加算 13 単位／日（指定権者へ届出）

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所において、共生型通所介護の報酬を算定している場合。

《厚生労働大臣基準》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 生活相談員を一名以上配置していること。
- ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

※ 実施上の留意点について

ア 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて 1 名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。

なお、例えば、1 週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、

その曜日のみ加算の算定対象となる。

イ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。

ウ 当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができる。

#### ⑦入浴介助加算（指定権者へ届出）

- 別に厚生労働大臣が定める基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

#### ◎ 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位／日

- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

※実施上の留意点について

- (1) 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。

※ ケアプランで、最適と位置付けられていない部分浴、清拭は対象とならない。

- (2)（地域密着型）通所介護計画に、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

#### ◎ 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位／日

以下のいずれにも該当すること。

- 上記、入浴介助加算（Ⅰ）に掲げる基準に適合すること。
- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下この号において「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅